

2011年1月7日
日本知的財産協会
デジタルコンテンツ委員会

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
「技術的保護手段に関する中間まとめ」への意見

1. 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的な考え方（10～15ページ）

1. 1 違法な複製物の氾濫によりコンテンツ産業に大きな被害が生じていることは大変遺憾であり、必要に応じて対策を講じなければならないと考えるが、規制の在り方については、事業活動や技術の発展等に与える影響等を見据え、権利の保護と利用のバランスを保つべく、慎重に検討を行う必要がある。

「社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とする」（10ページ第4段落）との方向性について大きな異論はないが、アクセスコントロール「機能」を有する技術自体を実質的に保護する結果を招くことのないよう、慎重な検討をお願いしたい。

アクセスコントロールが社会的にどのように「機能」しているのかを評価するにあたっては、法的予測可能性が担保されるとともに、事業活動に委縮効果を生じさせたり、イノベーションに歯止めをかけないために、評価の方法や基準等の明確化が不可欠である。

例えば「ライセンス契約等の実態」が例に挙げられているが、業界標準として用いられている技術のライセンス契約であって、オープンな条件の下、多くの事業者が締結しているようなものであればともかく、限定的な範囲で締結されているようなライセンス契約をも考慮してしまうと、結果として、特定のプラットフォームの保護につながり望ましくないと考える。

1. 2 「社会的にどのような機能を有しているかとの観点から評価した上で、なおアクセスコントロール「機能」のみを有していると評価される場合にまで、著作権法の規制を及ぼすものとするのは、支分権の対象ではない行為について新たに著作権等の権利を及ぼすべきか否かという問題に帰着し、現行制度全体に影響を及ぼすこととなることから、この問題の緊急性に照らし短期間で結論が求められている状況で判断できるものではなく、今後更なる検討を要すべき事項である」（10ページ第6段落）との考え方を支持する。

ただし、複製等を制御する機能が僅かにでも認められれば「アクセスコントロール機能のみ」にあらず著作権法の規制が及ぶ可能性があるようにも読めるが、著作権法の法目的からして不適切であると考えるので、今回の法改正においても、このような解釈がなされないように、その規定の仕方には配慮が必要である。

1. 3 「特定の者によるプラットフォームの保護を認めるという観点に立つものではない」(15 ページ)とあるが、支分権の対象行為が可能とならない場合まで保護が広がれば、結果的に特定の者によるプラットフォームの保護につながりかねない。上記のようにプラットフォームの保護ではない、と述べている以上、技術的保護手段を有する機器との相互運用性が妨げられたり、自主制作ソフトウェアなどの適法な著作物の利用が妨げられたりすることのないよう、配慮されるべきである。

2. 技術的保護手段の定義規定等の見直し (16、17 ページ)

第2条第1項第20号に規定されている現行の「抑止」を、必要に応じ、見直すべきとの見解に大きな異論はない。ただし、第2章第2節において、技術的保護手段の対象範囲を社会的な「機能」に応じた評価によって実質的に拡大するとの基本的考え方が示されているのに加えて、「抑止」の規定も拡大されることになれば、相乗効果により、技術的保護手段の対象範囲が著しく拡大するおそれがあると考ええる。

技術的保護手段の対象範囲が著しく拡大した結果として、実態的に著作権者の利益を害さず、著作権法の規制対象とすべきでない行為や装置についても、形式上、技術的保護手段を回避していると判断されてしまう可能性があり、企業の事業活動に萎縮効果を及ぼすおそれがあると考ええる。従って、現行の「抑止」の規定の見直しを行う場合には、技術的保護手段の対象範囲が明確になるよう、慎重な検討をお願いしたい。

3. 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方 (18～22 ページ)

3. 1 基本的な考え方として、「技術的保護手段の回避規制を利用して、著作権の対象とならないものにまで実質的な保護を及ぼすことを認めるものではない」(18 ページ第3段落)とあるが、これに反した結果を生じないよう、利用者の利便性の確保および不正に技術的保護手段の回避を行なわない真っ当な事業者に過度の負担を及ぼさないことに留意しつつ、適切な措置を検討していただきたい。

なお、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会が取りまとめた「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」において、不正競争防止法および関税法を改正し、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化およびこれらを踏まえた水際規制の導入というアクセスコントロール回

避規制強化の具体的かつ実効的な方向性が既に示されているため、さらに著作権法において同様の改正を行うことの必要性については異論がある。不正競争防止法とは別個に著作権法を改正する必要性について、明確にしていきたい。

3. 2 「アクセスコントロールとしての「機能」の効果を妨げることにより、非正規の機器で視聴できるようになること自体は、視聴行為が著作権法の支分権の対象外であり、当該解除に係る回避行為は、支分権の侵害行為には当たらない」(19 ページ) との見解を支持する。著作権法があくまで著作権等の支分権を保護することを目的とする法律であることに鑑みて、上述の見解は適切であると考ええる。

4. おわりに (23 ページ)

「今後、条文化に当たっては、本中間まとめに基づき、また、保護技術の実態や保護技術の回避の実態等を踏まえた上で、いわゆる「明確性の原則」等にも配慮しつつ作業を行う必要がある」(23 ページ第 4 段落) との見解を支持する。新たな技術や著作権の利用形態が絶え間なく生まれている現状に鑑み、法的予見可能性が担保されるとともに、事業活動に萎縮効果を生じさせたり、イノベーションを阻害しないよう、明確性の原則に十分に配慮した検討をお願いしたい。

以 上

【意見募集要領】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000490&Mode=0>